

2021年度 第2回 認定更新申請

エコチューニング事業者認定更新申請のご案内

日々、エコチューニングの普及、技術の向上にお取り組みいただき、ありがとうございます。エコチューニング事業者認定の更新申請について、ご説明いたします。

エコチューニング事業者更新認定までのスケジュール

2021/ 11/ 1 (月)	事業者認定更新申請受付開始
2021/ 12/28 (火)	更新申請書類提出期限 (消印有効)
2022/ 1月~2月中旬	更新認定審査期間
2022/ 2月中旬	審査結果通知書送付
2022/ 2/28 (月)	認定料納付期限
2022/ 3/ 1 (火)	認定証書送付/事業者認定更新結果公表

エコチューニング事業者更新申請時に必要な書類

申請時に必要な書類の「指定様式」は、以下のURLからダウンロードできます。

<https://eco-tuning.j-bma.or.jp/course/fourth/>

申請書類		指定様式	省略可否※1	
①	エコチューニング事業者認定申請書 (更新用)	様式 1		
②	事業者認定基準基本的事項の遵守に関する誓約書	様式 2	可	
③	事業概要書※2	様式 3	可	
④	エコチューニング技術管理者及び品質管理者の選任状況一覧表	様式 4	可	
⑤	暴力団排除に関する誓約書	様式 5	可	
⑥	エコチューニング業務(類似業務)実績報告書	様式 6-1	不可	
⑦	保険契約に関する証明書	様式 7-2	不可	
⑧	賠償責任保険に関する誓約書	加入済事業者用	様式 7-3	不可
		未加入事業者用	様式 7-4	不可
⑨	決算書(直近3か年分)	—	不可	
⑩	エコチューニング技術者に係る資格認定証書(写)	—	可	
⑪	登記簿謄本(原本)	—	可	
⑫	個人情報保護規程	—	可	
⑬	品質方針・目標を記載した書面及び品質管理マニュアルもしくはISO9001/14001/50001登録証の写し※3	—	可 (ISO登録証不可)	
⑭	申請手数料納付書(写)または振込明細書等	—	不可	
⑮	認定申請書添付書類の省略について	様式 8	省略時使用	

[※1] ②～⑤、⑩～⑬の書類(ただし、ISO登録証を除く)について、前回の申請時または「エコチューニング事業者登録内容変更届出書」の提出時と内容の変更がなければ、⑮を提出することで添付を省略することができます。

[※2] ③の様式3にある「エコチューニング業務実施体制の組織図」には、組織の階層やセクションごとの責任者名や担当者名を記入し、エコチューニング業務を実施する事業所をすべて記載してください。

[※3] ISO登録証は省略することはできません。登録期間に2022年3月1日を含む登録証の写しをご提出ください。

事業者認定申請手数料及び認定料

申請手数料 33,000円（消費税込み）

・左記申請手数料を納入のうえ、申請書類を提出していただきます。

認定料 220,000円（消費税込み）

・認定の審査結果通知を受けた事業者は、左記認定料を2022/2/28までに納入いただきます。

※納入いただいた「申請手数料」および「認定料」は、返却いたしません。

申請手数料・認定料のお振込み

申請書類を提出する前に、下記口座に申請手数料をお振込みください。（振り込み手数料はご負担ください。）

銀行名 三井住友銀行 東京公務部

口座名義 (公社)全国ビルメンテナンス協会 エコチューニング推進センター

※カタカナ表記：シャ) ゼンコクビルメンテナンスキョウカイエコチューニングスイシンセンター

口座番号 普通預金 0 1 7 4 7 0 1

申請方法

エコチューニング事業者認定更新申請に必要な書類(前ページ参照)をご準備いただき、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会エコチューニング推進センターまで、特定記録郵便としてご郵送いただくか、ご持参ください。

お問い合わせと更新申請書類郵送先・持参先

エコチューニング事業者認定更新申請書類の提出、認定申請に関するお問い合わせなどは、何なりと、下記連絡先まで、お願いします。

エコチューニング推進センター

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-12-5 ビルメンテナンス会館5階
公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会内

TEL: 03-6806-7311 / FAX: 03-3805-7561

(事務局担当：阿部・奥島)

E-MAIL: eco-tuning@j-bma.or.jp

<https://eco-tuning.j-bma.or.jp/>

エコチューニング事業者認定更新の要件

認定の更新は、法人単位での更新認定となります。また、更新認定を受けるためにはエコチューニングの提案能力や実施能力等に係る「エコチューニング事業者認定に関する基準（事業者認定基準）」に定められた、以下の要件を満たしていなければなりません。
また、事業者認定の有効期間は、認定日から3年間と定められています。

注:審査内容欄の（申請書類④）等の表記は、1ページの申請書類番号を示します。

認定要件	審査内容
1. 業務の実施能力	
(1)エコチューニング技術管理者 ^(※) の選任に関する事項	業務実施能力の把握(申請書類④) 業務提供部門に対する技術管理者の選任状況の把握
(2)エコチューニング業務実施体制に関する事項	業務実施能力の把握(申請書類③) エコチューニング業務の提供体制の把握
2. 経営状況等	
(1)反社会的勢力との関係に関する事項	反社会的勢力との関係を有しないことの確認 (申請書類⑤)
(2)経営状態に関する事項	経営状態が良好であることの確認(申請書類⑨)
(3)個人情報保護に関する事項	個人情報保護に関する方針の定めならびに遵守すべき義務の規定の確認(申請書類⑫)
3. マネジメントシステム整備	
(1)提供する業務の品質方針・目標に関する事項	品質方針・目標の整備状況の把握(申請書類⑬)
(2)品質管理責任者の選任に関する事項	業務提供部門に対する品質管理者の選任状況の把握 (申請書類④)
(3)品質管理に関する事項	緊急時の連絡体制、トラブル・不具合発生時の記録・報告手順、苦情処理体制などを定めた品質管理マニュアルの確認(申請書類⑬)
4. 関連・類似業務の実績	
(1)本業務及び省エネルギー診断等の類似業務の実績に関する事項	業務実績の把握(申請書類⑥)
5. 賠償能力	
(1)賠償資力の確保に関する事項	本業務に伴う損害賠償が迅速かつ円滑に行える賠償資力の担保状況の把握(申請書類⑦,⑧)

(※)エコチューニング技術管理者には、「第一種エコチューニング技術者」の資格を有する方を選任してください。